

2010年度卒業高校・障害児学校生の 就職内定実態調査(卒業時調査)の結果について

2011年4月27日

日本高等学校教職員組合(日高教)

全国私立学校教職員組合連合(全国私教連)

I 調査の概要とポイント

日高教は傘下の地方組織を通じて、2011年3月に高校・障害児学校を卒業した生徒の卒業時の就職内定実態調査を実施しました(調査用紙は別紙)。この調査は1994年度に第1回調査を行って以来17回目となります。

調査の概要は以下のとおりです。詳細は別紙集約表①②を参照してください。

1. 集約状況

(1) 集約 28道府県、474校から集約(公立473、私立1)

(2) 学科・課程等の内訳

○全日制普通科 217校 ○全日制職業学科 189校 ○定時制・通信制 79校 ○総合学科 43校 ○障害児学校高等部 28校 合計 556 学科・課程

(3) 対象となる生徒数

○調査対象校の卒業予定者数合計 72,470人

○そのうち就職希望者は 23,295人(男子 14,739人、女子 8,556人)

* 調査対象校の就職希望者は卒業予定者の 32.1%にあたる。

* 厚生労働省調査によると、2011年1月末現在の高校新卒者の求職者数は 163,412人で、今回の調査はその 14.3%にあたる。

* 2009年度調査(2010年3月卒業時)は 29道府県、509校、卒業予定者 82,797人、就職希望者 25,020人から集約。

2. 卒業時就職内定状況等の概要(集約表①による)

(1) 内定率 91.7%(男子 94.4%、女子 87.2%)

前年同期調査と比べて 1.5ポイント上昇(男子は 0.8ポイント上昇、女子は 2.1ポイント上昇)。

(2) 地域別内定状況(カッコ内は前年同期の内定状況)

○北海道・東北 89.1%(85.0%) ○関東・甲越 89.3%(90.0%)

○北陸・中部・東海 95.1%(93.7%) ○近畿 90.4%(89.7%)

○中国・四国・九州 93.3%(92.8%) 全国平均 91.7%

* 関東・甲越地域は前年に比べて内定率が低下、その他の地域は内定率が上昇しています。

(3) 学科・課程・校種別内定状況(カッコ内は前年同期の内定状況)

○全日制普通科 86.0%(85.0%) ○全日制職業科 96.2%(94.5%)

○定時制・通信制 68.1%(67.8%) ○総合学科 89.2%(88.0%)

○障害児学校高等部 86.8%(86.2%)

(4) 「就職・進学以外」の率

全体は 2.9%(前年同期調査 2.9%) ですが、定時制・通信制は 20.1%(昨年 18.7%)、障

害児学校高等部は 61.5 % (昨年 53.5 %) と昨年比でも高率になっています。

(5) 就職内定に占める「不安定雇用」率

全体は 2.2 % (昨年同期調査 2.5 %)、しかし男子 1.4 % に対して女子は 3.9 % と高くなっています。また、定時制・通信制は 12.3 % (昨年同期 18.2 %)、障害児学校高等部は 49.7 % (昨年同期 35.6 %) と高率になっています。

3. 「一度も就職試験を受けられなかった生徒」について (集約表①による)

今回の調査では、はじめて「一度も就職試験を受けられなかった生徒」がどのくらいいるかについての調査を行いました。今後求人状況がさらに悪化することによって、就職試験を受ける機会にすらたどり着けない高校生が増加することが予想されます。

(1) 学科・課程別状況 (回答があった学科・課程は 556 校中 457 校)

○全体 406 人・就職希望者の 1.7 % ○全日制普通科 165 人・3.0 % ○全日制職業科 96 人・0.7 % ○定時制・通信制 113 人・9.6 % ○総合学科 21 人・1.1 % ○障害児学校高等部 11 人・6.6 % *%は調査校全体の就職希望者に占める割合 (G/A)

(2) 地域別状況 (回答があった学校は調査校 474 校中 391 校)

○北海道・東北 98 人・2.3 % ○関東・甲越 96 人・2.7 % ○北陸・中部・東海 39 人・0.7 % ○近畿 118 人・2.4 % ○中国・四国・九州 55 人・1.0 %

*%は調査校全体の就職希望者に占める割合 (G/A)

(3) 道府県別状況

就職希望者全体に対する比率が高い道府県は、山梨 (6.1 %)、北海道 (4.7 %)、茨城 (4.2 %) などとなっています。

*参考：北海道経済部雇用労政課による 2009 年度卒業生調査では、北海道の高校新卒者の就職希望者 7,776 人、2010 年 4 月末現在の未就職者 2,188 人 (調査回収 2,171 人) に対して、「少なくとも一度は受験」が 1,407 人・64.8 %、「一度も就職試験を受けなかった」と回答しているものが 764 人となっています (就職希望者の 9.8 %、未就職者で調査回答者の 35.2 %)。

4. 内定・求人取消等の就職ルールについて (集約表②による)

(1) 「内定取消」について

調査対象校中 425 校から回答があり、内定取消が「あった」と答えた学校は 8 校 (学校の率 1.9 %)・10 件でした。内定取消が大きな社会問題になっているだけに、全体として減少しています (前年同期調査 18 校・19 件)。ただし、今回の調査は東日本大震災発生以前の状況であるため、大震災に関連した内定取消等が多数出ていることに留意する必要があります (参考：別紙「宮城県県立学校内定取消等にかかわる調査」)。

(2) 「求人取消」について

調査対象校中 425 校から回答があり、64 校 (14.8 %)・109 件の求人取消が「あった」としています。前年度同期調査 (498 校中 101 校、回答校の 20.3 %) と比較すると、件数では減少しています。

(3) 就職ルール違反について

内定・求人取消以外の就職ルール違反は、回答のあった 423 校中 57 校 (13.5 %)・141 件の報告がありました。前年度同期調査 (498 校中 80 校・16.1 %の学校から報告)。自衛隊の違法な勧誘についても、回答があった 424 校中 10 校 (2.4 %)・15 件の報告がありました。

5. 進路変更等の状況について（集約表②による）

就職そのものをあきらめる生徒が増加している現状から、昨年度調査に続いて「進路変更等の状況」を調べました。回答のあった学校は406校です。

（1）「進学をあきらめた者」について

全体では937人で、回答があった407校の7月末の進学希望者数（推計）41,000人の2.3%になります。前年度同期の水準（981人・1.9%）から上昇しています。そのうち「経済的理由」としているのは358人・0.9%と前年度同期（458名・0.9%）と同じ水準です。

（2）「就職をあきらめた者」について

全体では1,640人で、回答があった407校の7月末の就職希望者数（推計）21,992名の7.5%になります。前年度同期の水準（2,247名・8.6%）から比率は低下していますが、就職のきびしさから、やむなく進路変更せざるを得ない生徒が依然として相当数いることは重要です。こうした生徒がいることを考慮すると、実質的な内定率はダウンすることになります。

＊参考：7月末の就職希望者数と翌年3月末の就職希望者数の比較（厚生労働省調査から）

2009年度卒業生 7月末求職者の19.8%が「就職以外」に進路変更

2008年度卒業生 7月末求職者の11.8%が「就職以外」に進路変更

II 調査結果の特徴について

1. 必死の努力の中での維持されている内定率

大学卒業予定者の就職内定率が過去最低水準を続けているのに対して、高校新卒者の内定状況は、2年連続で下落した2008年度・2009年度卒業生の水準から一定の回復が見られます。これは学校現場や行政等の関係者の努力によって若干の改善が見られもので、「超氷河期」「新たな就職氷河期の襲来」に対する危機感と、この間にすすめられてきた新卒者の就職支援策によるものです。

求人・内定状況の問題点として、次の点があげられます。

（1）求人数の減少で求人状況は年々きびしくなっています。とくに女子の求人状況はさらに悪化しています。求人状況の抜本的改善が見られない限り、高校新卒者の内定状況の改善はみられないといえます。

（2）定時制・通信制、障害児学校高等部の状況はまったく改善がみられません。定時制では、「高卒求人では受からず、結果、アルバイト・パートという形での就職となった生徒が約半数」（新潟・定時制通信制）、「定時制というだけで受験させてもらえない大企業もあった」（富山・定時制通信制）、「定時制にも門戸を開いてほしい」（京都・全日制職業科）など、依然として高校新卒者の求人から排除されている実態が報告されています。

障害児学校では、「雇用条件として、短時間のパート契約、社会保険なしが増える傾向」（兵庫・障害児学校高等部）、「就職希望生徒は約30社に断られた」など、障害者雇用がすすまない事態への現場の苛立ちが寄せられています。

（3）求人状況の悪化が就職活動の長期化をもたらし、高校生を苦しめています。「10回近く試験を受け続けても内定を得られない生徒もいる」（北海道・総合学科）、「就職未定の女子はすでに10社以上受けている」（宮城・全日制普通科）など、長期化する大学生の就職活動に近づいている感があります。

（4）かつての「指定校求人」中心から、「公開求人」の増加、さらに「Web求人」の増加が高

校における就職慣行を混乱させるなど、マイナスに働いています。

2. 年々深刻になる就職ルール破壊、きびしい規制によって若者を守る必要がある

学校・行政・企業などの中で維持されてきた高校生の就職ルールの無視や形骸化が全国各地から報告され、悪化の一途をたどっています。行政の強力な対応を含めて、急ぎ改善が求められています。

就職ルールの破壊として、次のような傾向が見られます。

(1) 応募から試験実施・合否通知までの期間が長期化し、不調に終わった場合、その後の就職活動に困難を来しています。高校生・家族に精神的・経済的負担が重くのしかかっています。「2ヵ月間の長きに渡り、4度も選考を行う企業があった(結果は不採用)」(茨城・全日制普通科)、「書類を送ってから1ヵ月ほど待たされ、結果が出るのに待たされ挙げ句不合格、次の就職活動ができなかった生徒もいた」(埼玉・定時制通信制)、「願した書類を1ヵ月以上放置している会社が2件あった」(長野・全日制普通科)などの事例が全国から報告されています。

(2) 求人を出しながら内定を出さず、募集を繰り返す企業が多くなっていることが報告されています。「募集→内定ゼロ→募集を繰り返す企業がいくつもある」(北海道・全日制普通科)、「応募者全員を不採用とし、さらに別の生徒を応募依頼してくる企業があった」(愛知・全日制職業科)などの事例が報告されています。

(3) 就職希望者の人権を侵害する悪質な就職ルールの違反が多数報告されています。

- ① 面接時にルール違反の質問をするケース。「面接時に身体的特徴を指摘するケース、応募前に生徒に直接接触し写真の提供を求めるケース」(青森・全日制普通科)、「作文・面接時“家族”の状況について執拗に質問、母子家庭などの理由で不採用とした」(山梨・総合学科)、「就職ルール違反14件中、家族構成を聞かれたのが11件あった」(長野・全日制職業科)などの事例が報告されています。また、「生徒からの情報では圧迫面接(罵声を浴びせる、暴力)を行うところもあった」(愛知・全日制職業科)のように、放置できない悪質な事例もあります。
- ② 「労働問題のトラブルが出た場合、裁判の請求権を放棄させる会社があった」(新潟・全日制普通科)、「2月に事前研修を10日間行い、他の職業を探そう強くいわれた」(長野・全日制普通科)など、労働者の基本的権利を無視する事例もありました。
- ③ 高校新卒者の就職ルールに対する無理解の傾向が強くなっています。「高卒の採用ルールが理解されてなく、大卒感覚の企業が目立つ」(山口・全日制職業科)など、大学生の就職ルールの崩壊が影響を与えています。この面でも大学生の就職ルールの確立が急務です。
- ④ 全体として、雇用の規制緩和が就職ルールの確立に悪影響をもたらしています。労働者の雇用と働くルールの確立が新卒者の就職ルールの確立につながっていくことを再認識する必要があります。

3. さらに新卒者就職支援の拡充を

全国の学校現場からは、新卒者の就職に対する国・自治体等の支援の強化を求める声が多く寄せられています。とくに緊急性の高い要望は次の点です。

(1) 就職支援員(アドバイザー)の引き続き配置、制度の拡充を求める声が多く寄せられています。大企業が非正規雇用に重点を置き、求人状況が改善されないもとで、地元企業の求人開拓、ハローワークとの連携などで就職支援員が大きな役割を果たしています。非常勤配置という不十分さはありますが、定時制、障害児学校への配置、支援員の増員、支援員の待遇改善など、制度の拡充が強く求められます。

(2) 経済的困難をかかえる就職希望者のための支援制度を確立すること。とくに、自動車免許取得への補助制度（かつて秋田県で制度があった）、資格取得に対する補助、就職試験の旅費への補助制度などの具体化が求められます。

Ⅲ 新卒者の就職保障をすすめ、高校生が希望を失わない社会の実現を

～高校生の就職保障に対する日高教の提案～

1. 高校生の就職保障に対する日高教の提案

*この項、2010年11月30日発表の「2010年度内定実態調査（10月末）」から再掲

日高教は、長年にわたる調査活動と就職保障のとりくみの中で、高校生の就職難を解決するための積極的な政策提言を行ってきました。それらを踏まえて、以下の提案を行います。高校生の就職保障が前進するよう、関係各方面での真剣なとりくみが進展することを望みます。

(1) 地方からの雇用創出を積極的にすすめるため、「公的就労対策事業」（仮称）を創設する。

- ① 国・地方の公務切り捨てと「民間頼み」の政策を根本的に改め、公務公共部門での積極的雇用創出をはかる政策に転換させる。その中心として国・地方あげて「公的就労対策事業」（仮称）を創設し、若年者を含む地方からの雇用創出をすすめる。
- ② 現在、国・自治体ですすすめられている公務公共部門の民間委託化政策をやめる。
- ③ 学校教育部門における民間委託化政策をあらためる。学校事務職員、学校図書館職員、学校給食・学校用務等の現業部門の正規職員採用を積極的にすすめる。
- ④ 中学校・特別支援学校・夜間定時制高校での給食の完全実施、全日制高等学校での給食実施を推進し、教育における雇用創出をすすめる。
- ⑤ 介護・福祉・医療部門での雇用創出をはかるとともに、賃金・労働条件の改善を行い、新卒者に魅力ある職業となるよう努力する。
- ⑥ 農業等の分野における雇用創出をはかる。休耕田・耕作放棄地等を活用し、農業後継者の育成に公的支援を行う。地域活性化とあわせて、農業高校卒業者をはじめ、意欲ある若者の雇用創出をはかる。

(2) 中小企業の雇用を下支えする施策を思い切って実施し、新卒者の雇用拡大につなげていく。

- ① 新卒者雇用促進のために導入されている補助金・奨励金制度（トライアル雇用奨励金、既卒者の新卒枠での採用奨励金等）を中小企業対象の制度に切り替えるなど、中小企業の雇用を下支えする施策を実施する。
- ② 地方の中小企業の経営を支援する対策を強化する。
- ③ 上記の中小企業支援策と結んで、新卒者雇用・特命チームが打ち出している緊急対策のうちの「新卒者と中小企業のマッチング機能の強化」を具体化する。

(3) 大企業の雇用破壊を規制し、雇用創出と新卒者の就職保障に対する大企業の社会的責任を明らかにするための施策を具体化するため、政府は強力な指導力を発揮する。

- ① 大企業がこの10数年間にため込んだ内部留保を労働者と社会に還元させ、雇用創出の原資を確保する。
- ② 非正規雇用の規制と非正規雇用労働者の正規雇用化の推進、「サービス残業」の根絶、完全週休2日制実施と有給休暇の完全取得による雇用創出、最低賃金の大幅引き上げなど、働くルール確立等によって積極的に雇用創出をはかる。労働基準法等の労働法規に違反する企業に対する労働監督と罰則を強化する。

③ 地方での雇用確保のため、地方に誘致された企業の社会的責任を明確にして雇用創出をはかる。とくに地元の新卒者・若年者の雇用を積極的にすすめる。

(4) 新卒者の公的職業訓練の充実、技能・資格取得への公的支援を推進する。

- ① 公的職業訓練機関の縮小政策を転換させ、再整備を計画的にすすめる。
- ② 医療・介護等の資格取得の推進、その他の技能・資格取得を推進するため、専門学校等への修学保障支援策を新設する。
- ③ 就職に必須となっている自動車運転免許等の取得への支援策を創設する。
- ④ 「ものづくり」の技能継承のための職業訓練機能を中小企業が果たせるよう、制度確立と必要な援助制度をつくる。
- ⑤ 職業訓練期間の生活費支給制度を新設する。職業訓練に必要な期間の生活保障、所得制限の緩和などをはかる。訓練終了後の就労支援体制を整備する。

(5) 高校現場、ハローワーク等に新卒者支援のための人的配置を拡充する。

- ① 就職指導支援員、ジョブサポーター等を必要な高校すべてに配置する。
- ② 新卒者の職業紹介・支援にあたる正規のハローワーク職員の増員、労働基準監督にあたる監督官の増員など、ハローワーク・労働基準監督署の体制を強化する。

(6) 新卒者の雇用と働くルールを確立するために、必要な法整備を行う。

- ① 労働者派遣法の抜本改正、解雇・サービス残業規制、有給休暇取得促進等のための法整備を行い、働くルールの確立に向けたとりくみを強化する。
- ② 厚生労働省の「新規学校卒業者の採用に関する指針」の内容を発展させ、新卒者の雇用率の明示等を盛り込んだ、新卒者の雇用促進のための法整備を行う。
- ③ 「障害者雇用率」達成の厳正化をはかる。
- ④ 最低賃金の底上げと最低賃金法の厳守化を推進する。

2. 東日本大震災にかかわる緊急の提案

未曾有の大災害によって東北地方全体の産業が大きな打撃を受け、雇用に深刻な影響が出ています。震災復興と雇用の回復はきわめて重要な問題です。当面、新卒者の雇用確保を中心に、次のような緊急の支援策を具体化することが必要です。

- (1) 新卒者を含めた雇用状況の調査を行い、実態の把握につとめること。
- (2) 雇用調整助成金の活用等、既存の制度の周知徹底と活用をいっそう強化すること。
- (3) 震災復興のための公的事業に新卒者を含めた被災者を積極的に雇用し、公的就労事業による雇用創出をすすめる。
- (4) ハローワークの機能強化と人的配置を行い、就労支援、若者の支援を強化すること。
- (5) 被災地の公私立の高校・支援学校に就職支援員（ジョブサポートティーチャー）の配置を行い、ハローワークとの連携を強化すること。
- (6) 以上の施策をすすめるために、国は思い切った財政出動を行うこと。

就職を希望するすべての高校生・障害児学校生の進路を保障することは政治の責任です。とくに若者が安心して働けるために、就職と働くルールを確立することは焦眉の課題です。そして、大震災で深刻な打撃を受けた地域の日も早い復興を、国民全体が強く願っています。

日高教は、高校生や若者が希望を持てる社会を築いていくために、先頭に立って奮闘する決意を表明するものです。

以 上